

第 2 次太子町人権行政基本方針及び推進プラン策定方針

1. 策定の趣旨

(人権施策の見直し)

- 本町では、平成 16 年に策定した「人権行政基本方針」に基づき、部落差別をはじめとする人権問題の解決に取り組んできたが、策定後 10 年以上を経過し、社会情勢と合致した人権施策の見直しが必要である。
- また、平成 17 年に策定した「人権行政推進プラン」についても、より具体的で実効性のある内容に見直し、また、計画の進行管理の仕組みを整え、基本方針と一体化させた人権問題への取り組みを推進していく必要がある。

(多様化する人権課題)

- 平成 28 年に施行された「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」で国及び地方公共団体の責務が示された。
- この他、性的マイノリティの人権やインターネットによる人権侵害など、様々な分野で取り組むべき課題は増え続けるとともに、多様化・複合化している。

(基本方針及び推進プランの位置づけ)

- 基本方針及び推進プランは、「太子町人権尊重のまちづくり条例」の町の責務及び町民の役割を明確にするとともに、「第 5 次総合計画」を上位計画とする。

(第 5 次総合計画との整合性)

- 令和 2 年度で前期基本計画が終了する「第 5 次総合計画」の見直しにあわせ、「人権行政基本方針及び推進プラン」の策定についても、「第 5 次総合計画」の内容と整合性を図る。また、その他の個別計画の内容とも整合性を図る。
- 「人と人が互いに尊重し、受け入れるまちづくり」をコンセプトに中長期的な視点に立った人権行政と住民協働による取り組みを総合的に推進するものである。

2. 策定に当たっての3つの視点

◆住民との協働によるプラン策定

- ・ 広く住民の意見を集約する住民の視点に立ったプランづくり
- ・ 人権尊重のまちづくり審議会への住民参加など様々な形で住民が参画できる機会を設け、住民と行政が一体となったプランづくり

◆実効性の高いプラン策定

- ・ 人権に関する住民意識調査などを実施し、人権問題の実態を把握した上でのプランづくり
- ・ 真に有効性の高い施策を見極めたプランづくり

◆住民に伝わりやすいプラン策定

- ・ 明確な目標の元に、教育や啓発の視点を重視した計画体系の構築を行うとともに、進行管理の仕組みを整えたプランづくり
- ・ 簡素で要点を押さえた表現や見やすいレイアウトを採用した分かりやすいプランづくり

3. 計画の構成と期間

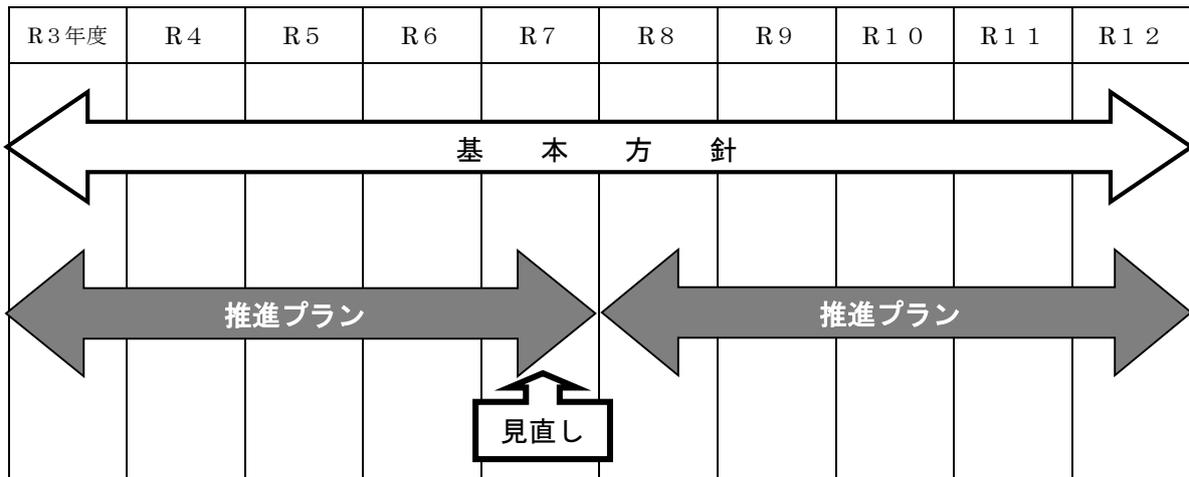
◆構成

現行の「人権行政基本方針」と「人権行政推進プラン」を統合し、取組の方針と施策の方向性を示し、より具体的な行動計画を明記し、これらを一体化させた構造により構成する。

◆期間

- ① 「基本方針」 10年間（令和3年度～令和12年度）
- ② 「推進プラン」 5年間（令和3年度～令和7年度）
見直し 5年間（令和8年度～令和12年度）

(計画の期間)



4. 策定体制

◆庁内体制

①人権施策推進本部

本部長を町長、副本部長を副町長及び教育長とし、部長及び教育次長を本部員として構成する。推進本部は、次に掲げる事務を所掌し、住民人権課が作成する人権行政基本方針及び推進プランの案について協議する。

1. 人権尊重に関する施策の意見交換、連絡調整に関すること。
2. 人権問題の庁内啓発、研修に関すること。
3. その他目的を達成するために必要なこと。

⇒人権行政基本方針及び推進プランの策定について協議すること。

②人権施策推進本部幹事会

推進本部の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。幹事会は、課長で構成し、幹事は本部員を補佐する。

◆人権尊重のまちづくり審議会

太子町人権尊重のまちづくり審議会規則の規定に基づき、町長の諮問に応じて、基本方針及び推進プランの内容について審議を行い答申する。

◆住民（町民）参加

策定にあたっては、各年代層の住民、町内各団体等に働きかけ、十分な住民参画を図る。

1. 審議会委員の起用
2. 住民意識調査
3. 各種団体等ヒアリング
4. パブリックコメント実施

策定組織図

